

協議第1号

各種事務事業の取扱い（医療給付関係）

各種事務事業の取扱い（医療給付関係）について提案する。

平成15年9月26日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-3-3 各種事務事業の取扱い（医療給付関係）
<ul style="list-style-type: none"><li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、乳幼児医療費助成事業については、単独事業部分において、合併時に再編するものとする。</li><li>・乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業については、合併時に廃止するものとする。</li></ul>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-3-3	各種事務事業の取扱い(医療給付関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、乳幼児医療費助成事業については、単独事業部分において、合併時に再編するものとする。</li> <li>・乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業については、合併時に廃止するものとする。</li> </ul>			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 老人保健医療給付事業	法律に基づく事務事業であり3市村の事務に差異がないため、合併時に石狩市に合わせるものとする。
2. 老人医療費助成事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 重度心身障害者医療費助成事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 母子家庭等医療費助成事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
5. 乳幼児医療費助成事業	合併時に再編するものとする。
6. 乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業	合併時に廃止するものとする。

( 個 表 )

1. 老人保健医療給付事業（第4回現況調書105ページ参照）  
 法律に基づく事務事業であり3市村の事務に差異がないため、合併時に石狩市に合わせるものとする。

2. 老人医療費助成事業（第4回現況調書106～107ページ参照）

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い																					
目 的	老人に対し医療費の一部を助成することにより老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。			合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。																					
対 象 (道要綱分)	65～70歳未満（老人保健法該当者を除く）で所得制限基準額を超えない次の者 ・一人暮らしの者 ・老人夫婦世帯 ・18歳未満の子どもと老人の世帯																								
所 得 制 限 基 準 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養義務者の数</th> <th>0人</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者本人の所得</td> <td>1,595,000円</td> <td>1,975,000円</td> <td>2,355,000円</td> <td>2,735,000円</td> <td>3,115,000円</td> <td>3,495,000円</td> </tr> <tr> <td>別居の子の所得</td> <td>6,287,000円</td> <td>6,536,000円</td> <td>6,749,000円</td> <td>6,962,000円</td> <td>7,175,000円</td> <td>7,388,000円</td> </tr> </tbody> </table>				扶養義務者の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	受給者本人の所得	1,595,000円	1,975,000円	2,355,000円	2,735,000円	3,115,000円	3,495,000円	別居の子の所得	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	7,175,000円	7,388,000円
扶養義務者の数	0人	1人	2人		3人	4人	5人																		
受給者本人の所得	1,595,000円	1,975,000円	2,355,000円	2,735,000円	3,115,000円	3,495,000円																			
別居の子の所得	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	7,175,000円	7,388,000円																			
助 成 内 容	1. 老人保健医療給付事業と同じ																								
対 象 (単 独 分)	68～70歳未満（老人保健法及び当該事業道要綱分該当者を除く）で所得制限基準額を超えないで1年以上居住している者	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。																					
実 績 及 び 実 施 した 場 合 の 推 計	H14 助成者数 157人 H14 決算2,123万円	H14 助成者数 10人 H14 概算 136万円	H14 助成者数 14人 H14 概算 190万円																						

厚田村及び浜益村の「実施した場合の推計値」は石狩市のH14決算に対する1人当たり経費にそれぞれの推計助成者数をかけたものです。

3. 重度心身障害者医療費助成事業（第4回現況調書108～109ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い													
目的	重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより保健の向上に資するとともに福祉の増進を図る。			合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。													
対象 (道要綱分)	・身体障害者手帳1～2級、又は3級（ただし、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に限る。）の交付を受けている者 ・児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、又は精神科を標榜する医療機関の医師において重度の知的障害（知能指数が概ね35以下、肢体不自由等の障害を有する者は、概ね50以下で、日常生活において介護を必要とする者）と判定・診断された者																
助成の内容	医療費から初診時一部負担金及び基本利用料並びに標準負担額及び付加給付の額を控除した額																
所得制限 限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養義務者の数</th> <th>0人</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得制限限度額</td> <td>6,287,000円</td> <td>6,536,000円</td> <td>6,749,000円</td> <td>6,962,000円</td> <td>7,175,000円</td> <td>7,388,000円</td> </tr> </tbody> </table>				扶養義務者の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	所得制限限度額	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	7,175,000円
扶養義務者の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人											
所得制限限度額	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	7,175,000円	7,388,000円											
対象 (単独分)	所得制限限度額を超える道要綱に該当しない者	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。													
実績及び 実施した場合 の推計	H14 助成者数76人 H14 決算408万円	H14 助成者数0人 H14 概算0万円	H14 助成者数0人 H14 概算0万円														

4. 母子家庭等医療費助成事業（第4回現況調書110～111ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い													
目的	母子家庭等の母と児童に対し医療費の一部を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。			合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。													
対象 (道要綱分)	・母子家庭や両親の死亡等により他の家庭で扶養又は監護されている18歳までの子と母 ・母子家庭などの母に扶養されている18～20歳までの子と母																
事業の種類	医療費から初診時一部負担金及び基本利用料並びに標準負担額及び付加給付の額を控除した額																
所得制限 限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養義務者の数</th> <th>0人</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得制限限度額</td> <td>2,360,000円</td> <td>2,740,000円</td> <td>3,120,000円</td> <td>3,500,000円</td> <td>3,880,000円</td> <td>4,260,000円</td> </tr> </tbody> </table>				扶養義務者の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	所得制限限度額	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円	3,880,000円
扶養義務者の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人											
所得制限限度額	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円	3,880,000円	4,260,000円											
対象 (単独分)	所得制限限度額を超える道要綱に該当しない者	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。													
実績及び 実施した場合 の推計	H14 助成者数60人 H14 決算17万円	H14 助成者数0人 H14 概算0万円	H14 助成者数0人 H14 概算0万円														

5. 乳幼児医療費助成事業（第4回現況調書112～113ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い																		
目的	乳幼児医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と増進を図る。			合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。																		
対象 (道要綱分)	・通院 3歳未満 ・入院 6歳未満	・通院 3歳未満 ・入院 6歳未満	・通院 3歳未満 ・入院 6歳未満																			
助成の内容	医療費から初診時一部負担金及び基本利用料並びに標準負担額及び付加給付の額を控除した額																					
所得制限 限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養義務者の数</th> <th>0人</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得制限限度額</td> <td>4,600,000円</td> <td>4,980,000円</td> <td>5,360,000円</td> <td>5,740,000円</td> <td>6,120,000円</td> <td>6,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>							扶養義務者の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	所得制限限度額	4,600,000円	4,980,000円	5,360,000円	5,740,000円	6,120,000円	6,500,000円	
扶養義務者の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人																
所得制限限度額	4,600,000円	4,980,000円	5,360,000円	5,740,000円	6,120,000円	6,500,000円																
	・所得制限の対象となるのは、平成13年4月1日以降に生まれた乳幼児のみ																					
対象 (単独分)	・通院 3～4歳未満(4歳になった月末) ・所得制限限度額を超える道要綱に該当しない者	該当なし	・通院 3～6歳未満(6歳になった年度末)		合併時に再編するものとする。																	
実績及び 実施した場合 の推計	H14 助成者数 413人 H14 決算 1,404万円 H14 助成者数 1,457人 H14 概算 4,953万円	H14 助成者数 48人 H14 概算 163万円	対象者数 37人 H14 決算 130万円 H14 助成者数 37人 H14 概算 126万円																			

「実施した場合の推計値」は石狩市のH14決算に対する1人当たり経費にそれぞれの推計助成者数(3～6歳未満(月末まで))をかけたものです。

6. 乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業（第4回現況調書113ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
目的	該当なし	該当なし	幼児、児童及び生徒の歯科医療費の一部をその保護者に助成することにより、歯科疾病の早期治療を促進し、もって乳児、児童及び生徒の保健の向上と増進を図る。	合併時に廃止するものとする。
対象			3歳以上義務教育終了まで	
事業の種類			歯科医療費一部負担金のうち、処置及び手術までのもの(歯冠修復及び欠損補綴は除く。)	